

令和 6 年 8 月 2 3 日 招集

唐津市議会定例会提出議案

唐 津 市

議 案 目 次

議案第 73 号	令和6年度唐津市一般会計補正予算……………	(別冊)
議案第 74 号	令和6年度唐津市介護保険特別会計補正予算……………	(別冊)
議案第 75 号	令和6年度唐津市一般会計補正予算……………	(別冊)
議案第 76 号	令和6年度唐津市国民健康保険特別会計補正予算……………	(別冊)
議案第 77 号	令和6年度唐津市後期高齢者医療特別会計補正予算……………	(別冊)
議案第 78 号	令和6年度唐津市介護保険特別会計補正予算……………	(別冊)
議案第 79 号	唐津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について……………	1
議案第 80 号	唐津市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について……………	3
議案第 81 号	唐津市条例の廃止に関する条例の一部を改正する条例制定について……………	5
議案第 82 号	唐津市都市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例制定について……………	7
議案第 83 号	人権擁護委員の候補者推薦につき市議会の意見を求めることについて(その1)……………	9
議案第 84 号	人権擁護委員の候補者推薦につき市議会の意見を求めることについて(その2)……………	11
議案第 85 号	和解について……………	13
報告第 15 号	専決処分の報告について……………	14

議案第 79 号

唐津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について

唐津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和 6 年 8 月 23 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い改正するものである。

唐津市条例第 号

唐津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

唐津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表第1の4の項中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

別表第2の1の項中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改め、同表4の項中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改め、「又は特例給付（同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。以下同じ。）」を削り、同表18の項中「妊産婦の訪問指導」の次に「、産後ケア事業の実施」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第2の18の項の改正規定 令和6年9月19日
- (2) 別表第2の4の項の改正規定（「又は特例給付（同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。以下同じ。）」を削る部分に限る。） 令和6年10月1日

議案第 80 号

唐津市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

唐津市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和 6 年 8 月 23 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 国民健康保険法の一部改正に伴い改正するものである。

唐津市条例第 号

唐津市国民健康保険条例の一部を改正する条例

唐津市国民健康保険条例（平成 17 年条例第 167 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条中「第 9 条第 1 項若しくは第 9 項」を「第 9 条第 1 項若しくは第 5 項」に、「、若しくは」を「、又は」に改め、「又は同条第 3 項若しくは第 4 項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 12 月 2 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和 6 年政令第 260 号）第 9 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

議案第 8 1 号

唐津市条例の廃止に関する条例の一部を改正する条例制定について

唐津市条例の廃止に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和 6 月 8 月 2 3 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 外町児童センター、西唐津児童センター及び高串児童館を廃止することに伴い改正するものである。

唐津市条例第 号

唐津市条例の廃止に関する条例の一部を改正する条例

唐津市条例の廃止に関する条例（平成 17 年条例第 352 号）の一部を次のように改正する。

本則に次の 1 号を加える。

(161) 唐津市児童館条例（平成 17 年条例第 125 号）

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（唐津市都市コミュニティセンター条例の一部改正）

2 唐津市都市コミュニティセンター条例（平成 17 年条例第 305 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、同条第 4 号中「前 3 号」を「前 2 号」に改め、同号を同条第 3 号とする。

議案第 82 号

唐津市都市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例制定について

唐津市都市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和 6 年 8 月 23 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

提案理由 唐津市都市コミュニティセンターの社会体育館を廃止することに伴い改正するものである。

唐津市条例第 号

唐津市都市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

唐津市都市コミュニティセンター条例（平成１７年条例第３０５号）の一部を次のように改正する。

第４条を削り、第５条を第４条とし、第６条から第８条までを１条ずつ繰り上げる。

第９条中「第７条」を「第６条」に改め、同条を第８条とし、第１０条を第９条とする。

第１１条第１項中「第９条」を「第８条」に改め、同条を第１０条とする。

第１２条第１項ただし書中「社会体育館を使用する場合及び」を削り、同条を第１１条とする。

第１３条を第１２条とし、第１４条を第１３条とし、第１５条を第１４条とする。

別表を次のように改める。

別表（第１１条関係）

区分	金額（１室につき１時間当たり）
大会議室（２００平方メートル以上）	２，２００円
会議室（１００平方メートル以上２００平方メートル未満）	１，６００円
その他の会議室（１００平方メートル未満）	６００円

備考 利用時間に１時間に満たない端数があるときは、これを１時間に切り上げる。

附 則

この条例は、令和６年１２月１日から施行する。

議案第 83 号

人権擁護委員の候補者推薦につき市議会の意見を求めることについて

(その 1)

次の者を人権擁護委員の候補者に推薦することにつき市議会の意見を求める。

令和 6 年 8 月 23 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

住 所



氏 名 小 野 政 信

生年月日



提案理由 人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により市議会の意見を求めるものである。

お の まさ のぶ
小 野 政 信 ([REDACTED] 生)

略 歴

昭和 50 年 4 月	唐津市に奉職
平成 15 年 7 月	教育委員会事務局スポーツ振興課スポーツ振興係長
平成 17 年 4 月	保健福祉部生活保護課保護係長
平成 22 年 4 月	保健福祉部福祉課児童保育係長
平成 24 年 4 月	保健福祉部生活保護課副課長兼保護係長
平成 25 年 4 月	市民部市民課副課長兼市民相談室係長
平成 27 年 4 月	保健福祉部生活保護課副課長兼保護係長
平成 29 年 3 月	唐津市を退職
平成 29 年 4 月	保健福祉部生活保護課保護係長（再任用）（平成 31 年 3 月まで）

[REDACTED]

議案第 84 号

人権擁護委員の候補者推薦につき市議会の意見を求めることについて

(その 2)

次の者を人権擁護委員の候補者に推薦することにつき市議会の意見を求める。

令和 6 年 8 月 23 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

住 所

[REDACTED]

氏 名

東 島 浩 子

生年月日

[REDACTED]

提案理由 人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により市議会の意見を求めるものである。

ひがし じま ひろ こ
東 島 浩 子 ([REDACTED] 生)

略 歴

[REDACTED]

[REDACTED]

平成 1 7 年 4 月 唐津市立厳木幼稚園臨時職員（教諭補助）

平成 2 3 年 4 月 唐津市立厳木幼稚園嘱託職員（補助教諭）

平成 2 6 年 4 月 唐津市立厳木幼稚園期間業務非常勤職員（補助教諭）（平成 3 0 年 3 月まで）

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

議案第 85 号

和解について

市の公園施設を損壊された件に関し、次のとおり和解する。

令和6年8月23日 提出

唐津市長 峰 達 郎

1 被害の内容

被害覚知日	場所	被害の状況
令和6年3月19日	札の辻児童遊園	車止めの損壊（1本）
令和6年3月19日	札の辻児童遊園	手すりの損壊（1基）

2 和解の相手方

 (加害者の債務連帯引受人)

3 和解の要旨

- (1) 和解の相手方は、加害者が本市に対して、本件不法行為に基づく損害賠償責任により金 786,500 円の支払義務を負うことを認める。
- (2) 和解の相手方は、加害者の本市に対する支払義務を連帯して引き受けることを約する。
- (3) 和解の相手方は、金 786,500 円を令和 6 年 9 月末日限り、本市が指定する納入方法により支払う。
- (4) 本市と相手方との間で、本件不法行為について、損害賠償金の納付の完了をもって、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

提案理由 損壊された施設の原形復旧相当額を相手方が支払うことに応じたため、
地方自治法第96条第1項第12号の規定により提案するものである。

報告第 15 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項及び市長の専決処分事項に関する条例（平成 17 年条例第 9 号）第 1 号の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 8 月 23 日 提出

唐津市長 峰 達 郎

専 決 処 分 書

和解について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項及び市長の専決処分事項に関する条例（平成 17 年条例第 9 号）第 1 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 8 月 13 日

唐津市長 峰 達 郎

1 被害の内容

(1) 発生日

令和 6 年 5 月 31 日

(2) 場所

佐賀県唐津市新興町 2881 番地 1 唐津市ふるさと会館駐車場内

(3) 被害の状況

和解の相手方が唐津市ふるさと会館駐車場から出庫する際に、精算機側のゲートバーに車両を接触させ、ゲートバーを損壊したもの

2 和解の相手方

[REDACTED]

[REDACTED]

3 和解の要旨

(1) 和解の相手方は、本市に対し、損害賠償金として金 23,100 円の支払義

務があることを認める。

- (2) 和解の相手方は、損害賠償金を令和6年8月から令和6年12月まで、各月月末限り、本市が指定する方法により分割して支払う。
- (3) 和解の相手方と本市との間には、本件事故について、損害賠償金の納付の完了をもって、何ら債権債務がないことを相互に確認する。